

府内藩の庄屋について

―特に三重野家を中心にして―

安藤 保

はじめに

現在大分郡庄内町大字東長宝にある旧蛇口組大庄屋三重野家史料は、一部は大分市史上巻（昭和三〇年刊）に引用されながらも、史料全体についての紹介は未だなされていない。ただ筆者が昭和四一年四月に木村忠夫氏の協力を得て作った史料目録（ガリ版刷）があるのみである。今度、同家史料目録を本誌に載せたらどうかとの好意ある申し出を受けた。そのため三重野家の紹介文を書いているうちに次第に長くなり、史料目録につけるには長くなりすぎたので他の奥郷に關する事項を加え単独で載せていただくことにした。史料目録は別の機会に紹介するつもりである。

一、三重野家について

府内藩の行政組織は一町三郷の制と称され、町組と里郷・中郷・奥郷の三郷よりなり、これら三郷はほぼ大分川下流より上流へ向け里・中・奥の順序で位置している。郷は更に数村から数十ヶ村を単位とする組に分かれ大庄屋の支配となる。

蛇口組（村数十六ヶ村）のある奥郷は、他の二組（橋爪組……村数十二ヶ村、野畑組……村数四ヶ村）と共に成っている五一

四五石余（文化年間）の地であり、他に分知分として一六一〇石余がある。

さて蛇口組大庄屋三重野家とはどのような家であったのであろうか。伝承によれば、最初大野郡三重に居住し、後に大分郡の現在地に移ったとのことである。そのため「三重野」と姓を称するようになったとのことであるが、この間の事は史料的には不明である。

現在同家についての史料の初見は、元禄六年の「蛇口 検地帳
村名寄帳 収集」の最後に「元禄六癸酉年三月二本帳写 七左衛門」とあるものである。七左衛門は後に述べるように三重野七左衛門であるから三重野家は蛇口村の小庄屋として代々あつたことがわかる。同家と庄屋関係事項を略示したものが表(一)である。

表(一)からわかるように三重野家は、(イ)寛保元年大庄屋に就き、さらに(ロ)文化九年には他の二組の大庄屋役も兼務となるのであり、兼務を解かれた後も蛇口組大庄屋として大小庄屋制の廃止される明治三年迄存続する。ここでは(イ)、(ロ)にスポットライトを当てることにする。

(イ) 大庄屋就任

大庄屋役が武宮村庄屋より蛇口村庄屋へ移り、従つて組名も武宮組から蛇口組へ改称されることを知らせるのは元文五年一月一三日、及び寛保元年四月一八日付の次の史料である。

a(1) 武宮村庄屋無之ニ付、当分小原村庄屋儀左衛門武宮預り致支配ニ付、庄屋給米相増被下間敷哉之旨此間郡方が内証申聞ニ付、評談之上源五左衛門江相伺候処相増被下候様可申渡旨ニ付書付ヲ以申渡、尤内成村庄屋無之節平床村御預ケ被成候節御増被下候、其節之趣相考左之通相伺書付渡之、

覚

一、給米売石 小原村庄屋 儀左衛門

内

表一) 庄屋関係略年号

	三重野家関係	庄屋関係
享保20 元文4 寛保1 天明7 天明8 寛政2 3 4 9 10 11 12 1 2 9 11 文政2 4 1 3 5 7 10 11 12 14	蛇口村大庄屋に就任 平太大庄屋となる 樫木村退役に付又右衛門預りとなる 養倉米貸出し不行届等により咎をうく 舟右衛門大庄屋再役に付喜藤木を代役とす 橋爪・野畑両組の兼帯となる 両組兼帯を解く 野畑組兼帯に付實与 橋爪組兼帯となり12月解任 再度橋爪組兼帯 両組兼帯を解く 甲斐田村の内紛を調停する	内成村大庄屋罷免 武宮村大庄屋罷免 内成村大庄屋帰役 萩原・中津留・牧の諸庄屋年貢引負に付処罰 国分村庄屋告発され罷免 小野津留村庄屋罷免、下見の立合と帳簿の公開を命ずる (この頃に庄屋役料を減せられる) 萩原村庄屋へ百姓より合カ米 勢家・牧の両庄屋へ合カ米 羽田村庄屋へ百姓有志の者加勢米、庄屋の入作百姓罷禁止 今津留村庄屋へ百姓より合カ米、諸帳簿の公開を命ず 萩原・笠和・萩原の諸村庄屋へ百姓より合カ米、国分村庄屋の年貢引負が明らかとなる 小狭間村ら10ヶケ村の庄屋咎をうく 橋爪組下の庄屋さんない騒ぎにより咎 賀来村大庄屋田高引方不行届に付押込 大小庄屋給米の献納 17ヶケ村の庄屋、組頭咎をうく 大小庄屋役料の3分借上、影戸村曾根俊右衛門橋爪大庄屋となる 勢家村・古国府村庄屋不正 来森村大庄屋帰役 中尾・賀来両村庄屋罷免

五斗 小原村

五斗 武宮村庄屋当分相勤ニ付

四

b(2) 三年以前末三月武宮村大庄屋忠威御役被召放候、依之此度蛇口村庄屋七左衛門ニ大庄屋役被仰付被下候様、武宮組村々庄屋組頭百姓、野畑組大庄屋七郎兵衛、橋爪組新五左衛門加印之伺書村次を以持参ニ付、当番安左衛門を以相伺之処頼之通被仰付之旨被仰出、

武宮村大庄屋の罷免が元文四年に行なわれ、武宮村は小原村庄屋の兼帯となり、それにもない庄屋給の増額がなされたこと、さらにこのような処置が内成村大庄屋罷免の時もなされたことがわかる。儀左衛門の兼帯したのは武宮村の小庄屋役であり(村預り)武宮組の兼帯(組預り)ではなかったことは給米量により確かめられる。後平(文政二年以降)の例ではあるが蛇口組の大庄屋給米は三石であり、これは寛政期の庄屋給米の一部借上げ後の給米であることを考えれば、小原村庄屋の兼帯が武宮村であったことを納得しえよう。組に關する仕事は、元禄七年の橋爪村大庄屋罷免の例から推測すれば奥郷の他二組大庄屋の兼帯となつたと思われる。このような兼帯が終わり蛇口村庄屋が大庄屋に就任するのは寛保元年のことである。

ここで問題となるのは武宮村大庄屋の罷免理由であるが、残念ながら明らかにしえない。表(一)にみる如く庄屋役罷免の理由となるのは、庄屋の不正、「村内支配不行届」である。また内成村大庄屋の例にあるごとく、大庄屋の廢免は一定期間の罷免が多く、その期間を過ぎると帰役が許される場合が多い。その中で大庄屋役の完全な交替をおこした武宮村大庄屋忠威の「召放し」は大きなミスに依つたものと想像される。

口、橋爪・野畑組の兼帯

文化八年一月岡領に端を発した百姓一揆の波は、同一二月には府内領奥郷にも押し寄せ、農民の一揆が勃発し、翌九年一

月迄騒ぎは続いた。まだこの騒ぎの鎮まらない九年一月、橋爪村大庄屋田北弥五左衛門、野畑村大庄屋岩田庄左衛門は罷免された。

蛇口村大庄屋三重野又右衛門去々申正月より橋爪・野畑両組大庄屋兼帯被仰付置候処、手遠之場所にて諸御用向行届兼候付右両組兼帯之儀何卒破成下御免様是迄毎々敷出候得共差留置候処、此は又々同様願出、尤橋爪村組之義ハ小狭間村仁左衛門、野畑組之義ハ上洲村庄屋定右衛門大庄屋代役被仰付被下候様願出、⁴⁾

両組大庄屋罷免により蛇口村大庄屋の兼帯となり、三重野又右衛門は奥郷唯一人の大庄屋としての重責を担うことになった。三重野大庄屋の下に各組に一人宛の手伝役（橋爪組は畑田村庄屋隠居五郎兵衛、野畑組は富村庄屋伝兵衛）が置かれたが、奥郷全体に一人で目を配ることは困難である由を以て兼帯を解き、橋爪組は小狭間村庄屋へ、野畑組は上洲村庄屋へ大庄屋役を代行させることを願出て許されている。⁵⁾

しかしその後、再び野畑組のみの兼帯がなされたらしく、文政二年には次の如く賞された。

白銀二両

右ハ野畑組兼帯出精ニ付為御褒美被下置、難有慥ニ受取申所実正ニ御座候、為後日仍如件、
三重野又右衛門⁶⁾

卯正月

安部孫市殿

橋爪 野畑両組の大庄屋代行や兼帯が終わる時は明確でないが、少なくとも文政二年までは終わっている。同年三月には岩田庄右衛門・田北弥五左衛門・三重野又右衛門三人連名の願書が存在し、両組共に大庄屋の帰役が許されたことが知られる。

両組大庄屋の罷免について、大分市史では私曲あるために罷免されたとしている。私曲の内容は不明であるが、一揆に加わった村名をみると、野畑組は四ヶ村、橋爪組は一二ヶ村中八ヶ村、蛇口組は一六ヶ村中三ヶ村が「殊之外あばれ廻」⁷⁾っている。逆に一揆に与しなかつた村は、蛇口組八ヶ村、橋爪組は二ヶ村、野畑組記載なしである。他の村々はいづれの態度をとるに

しても消極的であつた故に記載されないと考えざるをえないが、いずれにしても野畑・橋爪両組下の者が多数一揆に加わつて
 いる理由を大庄屋の不正に求めることは首肯できるであろう。しかし、一揆側の要求に従い、私曲のある大庄屋を罷免しな
 がらも、不正の原因追求をすることなく再任させることは、一揆の鋒先をかわずだけの罷免だつたと云えよう。このような藩
 の姿勢が庄屋の不正を頻発させているのである。

文化の百姓一揆による大庄屋の罷免騒ぎが再任という形で一段落した翌々年の文政四年になると、橋爪組内において「さん
 ない騒動」として知られる騒動により同組の小庄屋は「さんない召仕方不宜」の理由で押込められ、また農民の重立つた者は「越訴同
 様の義有之」との科で入牢手鎖の処罰がなされた。⁸⁾この騒ぎが原因となつてか同年十月には橋爪村大庄屋の罷免となり三重野
 又右衛門への兼帯が仰せ付けられた。これに関する一連の史料を次に紹介しよう。

a(9) 乍恐奉願上覚

私儀去ル十月ハ橋爪・葛原両村并組中共ニ御預ケ被為仰付奉畏、是迄ハ御役人様方以御影を相勤申候所、何分手遠ク御座候上
 へ折節相煩申候へハ、右村方之諸算用向殊之外後ニ相成奉恐入候、右之仕合ニ御座候へハ何分ニも難相勤御座候間、何卒格別
 之以御慈悲を右御預ケ之所被為遊御免被下候処乍恐奉願上候、願之通被為仰付被下候へ、雖有仕合ニ奉存候、此段宜被仰上可
 被下候、以上

(文政四年)

巳十二月 (異筆) 叶

b(10) 覚

三重野又右衛門

馬場渡掘次、武宮井出下水廻し御奉行様采月三日ハ御遣し被下候様願書出候

(文政五年)

午四月

蛇口村大庄屋代

久保村庄屋

弥 三 次

橋爪組兼帯

野畑組大庄屋

岩田庄左衛門

c(1) 乍恐奉願覚

畑田村庄屋波右衛門義病身ニ付、橋爪組大庄屋代并橋爪・葛原村預り御免奉願候処、跡預り被仰付奉畏上候得共、何分諸御用向遠方之事故行届兼候之間、何分恐多く難奉願上候義ニハ御座候へ共、右預り御免奉願上度奉存候、其義難相叶義ニも御座候へ、預り之義ハ是迄之通り畑田へ被為仰付被下置度、尚組中庄屋中之内相談相手ニ一人以忠召被為仰付被下置候様乍恐奉願上候之間、此段幾重ニも宜御取成宜被仰上可被下候、以上、

(文政十一年)

子三月

三重野又右衛門

(願は不許可となる)

d(1) 乍恐奉願口上之覚

橋爪村并葛原村、橋爪組預り相勤候様去春分被為仰付恐入奉畏、是迄御役人様方以御影ヲ漸々相務申候へとも、何分手遠之上へ諸御用向行届兼申候間、乍恐御免奉願上候、右ニ付何共毎々恐多難奉願上候儀ニハ御座候へ共、橋爪村元大庄屋跡、弥五左衛門・三郎兵衛・寿一郎・染次郎父子四人之内何レ之上ニ成共大庄屋格外之以御慈悲被為仰付被下候へ、重々御高恩之程幾重ニも難有奉存候、其義何分乍恐雖為相叶義ニも御座候へ、橋爪村・葛原村之義ハ両村組頭共之内一人ツ、状使被為仰付、組内預り之義ハ組内庄屋中野畑同役之内ニ被為仰付被下置候へ、難有奉存候、(下略)

(文政十二年)

己丑正月 (異筆) 不叶

三重野又右衛門

(同年八月再度の願をするとも許されず)

e(3) 三重野又右衛門義文政十一戊子三月5橋爪・葛原居村同様橋爪組中兼帯被仰付候処、御免願之通被為仰付、跡之義一ヶ月切り前断之通小狭間村庄屋記三右衛門影戸村庄屋俊右衛門兩人へ被為仰付候、尤又右衛門并記三右衛門・俊右衛門并組中村々庄屋中并橋爪村・葛原村へ右被為仰付之御書出夫々ニ御為仰付、尤不残於御代官所被呼出、文政十三庚寅閏小三月廿九日被為御付候也、

(天保九年)

正月

橋爪村大庄屋代影戸村庄屋

(曾根俊右衛門)

蛇口村大庄屋

e(5) 影戸村大庄屋格曾根俊右衛門様橋爪村ニ引移、同組大庄屋役被仰付候、影戸村へ御子息庄市様ニ庄屋役被仰付候而俊右衛門様が心添いたし候様文政十己亥十二月廿五日ニ被仰付候、

a、gにみるごとく橋爪村大庄屋罷免の後は蛇口村大庄屋兼帯↓野畑村大庄屋兼帯↓畑田村庄屋預り↓再度蛇口村大庄屋兼帯↓小狭間村・影戸村の両庄屋預り↓影戸村庄屋の大庄屋代役↓影戸村庄屋の父子交代を経て橋爪村大庄屋就任、とめまぐるしい交代を行なって落着する。橋爪村の大庄屋を代々務めた田北弥五左衛門もついに帰役することは不可能となり、ここに完全な交代がなされた。これは武宮村大庄屋から蛇口村大庄屋への交代と同じ意味を持っている。

では橋爪大庄屋交代の理由は何であろうか、との問に答えるにはあまりにも資料が不足している。ただ、橋爪村大庄屋は、文化度の一揆、文政期の「さんない騒動」と二度にわたり支配の不行届を証明し、その原因の一つを自ら作っているのである。大

庄屋の私曲のため、組下の農民の人望を失なっていたことは十分考えられる。それはdの史料にみられるように、田北父子の内一人を大庄屋役に就かせるようにとの蛇口村大庄屋の願に対して藩はついに許さなかつたことに窺えるのではなからうか。それとは逆に、農民の信望ある三重野又右衛門をかつぎ出し、農民の不信を解消しようとする藩の態度が右の史料にも窺われるのである。

二、庄屋得分とその借り上げ

表(一)及び(イ)、(ロ)でわかるように庄屋の押込、罷免等の処罰が多いことに気づくであろう。これらの原因は「支配不行届」の言葉に代表されるのであるが、内容的には、(一)村方騒動、一揆等を理由とするもの、(二)の原因ともなるのであるが庄屋の種々の不正である。庄屋層を中心とする村役人の大量処分がなされた文化九年、天保七年の例を示すと次のようである。

a) 小狭間仁左衛門殿・柚木重左衛門殿・影戸庄吉殿・竹中堅吾殿・宗寿寺太郎左衛門殿・畑田波右衛門殿・小原儀左衛門殿
下上淵利藤太、中淵庄三郎殿、瓜生田伊藤次殿メ十八八月廿九日御押込被仰付候ハ、九月十三日御免、尤是は御検見之節之引帳ヲ名寄帳ニ相用不申候ニ付御咎メ也、六郎丸為右衛門殿ハ御呵被仰付候ニ付指扣へ窺ニて七日遠慮也、

b) 郷中庄屋咎め(抜書)

瓜生田村庄屋 平日勤方并年貢勘定向等閑

武宮・裏取・六郎丸・宗寿寺・竹中村の各庄屋 御検見之節御勘定向不行届

小原村庄屋 検見之節下見重引之儀ニ付不埒

中尾村庄屋 村切錢入箇之儀ニ付不束有之

柚木村庄屋 去末年田方不熟ニ付乞検見相願候処内平均并重引之儀ニ付不埒

内成村組頭 検見之節田方引方不同、村入用切錢不取締

いづれも貢租徴収に関する不正であり、単発的処分例でも同様のことが指摘できる。

ではこのような庄屋の不正は何故起きるのであるうか。その原因の一つは徴租法に内在するものであると考える。すなわち、貢租の割付けが農民の知りえないところで決められ、また庄屋役料等の割り出し方の複雑さ、不明瞭さにあると考える。また徴租法外の問題としては、庄屋役料の減少があり、前述の役料割り出しの複雑さを利用しての不足分の補填^(マ)不正がなされ易かったと云えるであろう。ここでは(イ)庄屋役料の内容、(ロ)庄屋不正の理由及び不正に対する藩・農民の対応についてみよう。

(1) 庄屋役料

次に示す a 史料は、文政四年三重野又右衛門が橋爪組兼帯となった時、橋爪村大庄屋役料を藩へ報告しているもの、b は文政三年「御年貢米大豆指引帳」中の三重野又右衛門分を抜書したものである。

a⁽²⁰⁾ 覚

大豆五石 但、御上^ヲ被下置候大庄屋給

米一斗五升程 右同断当捨米之分

同二石五斗程 重引代米橋爪・葛原両村^ヲ割出分

揚米三石 人足給米 大庄屋

二石 組中^ヲ

一石 橋爪・葛原両村^ヲ割出申候

同 四石八斗 大庄屋引高 四十八石ニ掛ル役米、石ニ付一升分橋爪・葛原両村^ヲ割出申候

銀札百五十目 大庄屋出役給 組中^ヲ

同 百六十目 大庄屋筆紙スミ代 組中^ヲ

同 三百目 大庄屋御年貢駄ちん、四十駄分、一駄ニ付七匁五分一り

同 四百三十目程 大庄屋引高四十八石ニ掛ル切せん掛戻シ、一石高ニ付九匁当り、尤年々増減

同 六十目 大庄屋町宿薪十駄斗、組中々一駄ニ付六匁

合米十石四斗五升程

大豆五石

銀札一匁百目程

b2) (納入すべき分、明細略す)

メ二十一石九斗六升七合五夕 又右衛門

内

三石 大庄屋給 八斗九升七合 当捨米

四石五斗八合 余高役米 五斗 内証大庄屋給

三石 組中々入 三石 村頼母子上り

九斗、 御褒美 一斗五升 算用ふち

六石六斗四升 納入

メ二十二石五斗九升五合

指引余六斗二升七合五夕

代五十九匁六分一り過

a・bの史料は性質が異なるために役料の記載の仕方が異なり、同一種目と思われるものが別の名称で記されている。bの余高役米はaの大庄屋引高と、bの「組中々入」はaの人足給米と同じではなからうか。bの「組中々入」の頃は文政五年より組中

より二石、村より七斗（天保期より一石）となる。

したがって庄屋が取得する役料の種目は、狭義の給米大豆、重引、当捨、余高、役米、人足給米、内証大庄屋給とaの諸項目の銀札である。更に庄屋特権として、村・組内の農民の坵夫使いが庄屋は年一回、大庄屋は一回認められ（さんない）、庄屋は「役料同然ニ相心得」ていたのである。

(ロ) 庄屋不正の理由及び不正に対する藩・農民の対応

このように多種の庄屋役料がある上に、引高の査定、貢租の割付けが庄屋組頭に独占され、更に帳簿類の公開がなされないとなれば、庄屋等の不正は容易になしえたことを表(一)の庄屋処分の教は示すであろう。このような不正に対しどのような対応がなされているのであろうか。

i²³ 享保七年には重引取扱いに関し「去年迄は村々組頭迄ニ候処、当年々頭百姓耆兩人相加へ印形為仕」と重引の願出には頭百姓の加印が必要であると指示する。

ii²⁴ 村々庄屋共江

御検見前下見之節庄屋共組頭共百姓共少々召連立合田畑致見分候得共、帳面を百姓共江一向為見不申、役人之田畑は引方も有之候得は猶更致明白、召連候百姓共江も得与談候て納得之上帳面にも書乗可申処、無其義村役人斗相談取斗、帳面も見セ申さず、惣百姓共相疑不届合村にも有之様相聞不埒之至候、向後百姓共ノ疑ヲ不請様召連候百姓江相談能為致納得其外帳面相望候者ニは得与為明白ニ諸事無手扱取斗可申候、尤百姓共は能吞込候者見立召連、必未熟成者連問敷候、此段御代官共々委細ハ心得違無之様可申渡旨可被相達候、以上

(寛政三年)

十月

更に寛政十二年には諸帳簿の公開を指示し、由原、旧浦の両村では帳簿を公開するため百姓の疑惑がないことを特筆し両村を

賞している。また大村は、村役人のみで帳簿の整理が十分できない時は、農民の内執筆達者の者を使うようすすめており、農民の納得がゆくよう務めることを村役人へ指示する。

iii) 奉窺口上覚(抜書)

- 一、御用状持給并肝煎給米是迄御倉米ニテ相渡來候処、当年の揚米ヲ相渡申候、
- 一、庄屋給之義是迄之受納物之分一切窓村ニ押出、当年の揚米五石四斗ニ銀札六百目取切ニテ相勤貫申度、尤御用ニ付出府之節人足ハ是迄通ニテ相勤貫申度奉存候事、
- 一、組頭之義是迄村内ニ五人ニテ相勤申候処、當時三人ニテ相勤貫申度奉存候事、

(天保七年)

四月

甲斐田村窓百姓代

iv) 乍恐奉願上覚(抜書)

- 一、庄屋役料高引高十石、此高ニ相掛候切錢役米其外一切筆紙墨代茶代印圓代駄賃銀諸道具損料出府疇數ハ多御座候義、小前之者共何程之メ上ケニ相成候哉相分不申候、只米何石何斗一口にて庄屋給米ハ御上様方御定メ可被下候様、出府人足右給米之内ニテ相勤候様被仰付可被下候奉願候、
- 一、組頭給米も高引ニ御座候間、是も米何斗ニテ被仰付可被下候、

(天保十三年)

七月

五福村窓百姓

い、ivが藩及び農民の村役人の不正に対する対応である。藩の方は、下見の節農民が立会い、諸帳簿を公開することにより農民の村役人への疑惑―それは徴租に対する疑惑に転化するものであるが―を晴らし、スムーズな徴租を行なおうとするのである。村役人不正の根元については問題としない。これに対し農民の方は、庄屋役料の内容の複雑さ、特に引高に關す

る役料の複雑さが庄屋不正の根元であることを見抜いており、役料給与の単純化を求める。これは単に庄屋の不正防止という立場であるのみならず、農民の生活擁護の立場に立つものと云えよう。甲斐田村の農民が、庄屋は「揚米五石四斗ニ銀札六百目取切ニテ相勤貫申度」といふ、組頭の人教減少を要求するところにその立場が窺われる。

以上藩及び農民による庄屋不正防止の対応についてみたのであるが、では庄屋不正の頻発の背景は何であろうか。勿論庄屋の人格にもよるのであるが、ここではそれについては問題とせず、庄屋役料に対する藩の方針が庄屋不正の下地を作ったとする観点に立つ。すなわち、藩財政の逼迫化につれ、庄屋役料の借上げを行なうことが次第に行なわれるのであり、これが不正の下地となったと考えられる。以下庄屋給の借上げの過程を示そう。

a30 「田地格式調」・「田地見捨抜書」によれば、天明七年以降大小庄屋に対する重引が帳簿上なくなる場合が多い。享保一六年の重引の惣高は三五九石二斗であるが、寛政二年分は一四三石七斗に減っており、天明期に重引の収公がなされていることを示している。

b32 大小庄屋共役料寛政時分減石ニ被仰付（以下略）

c33 三重野又兵衛大庄屋給天保五甲午暮方米三石代、石ニ付百七十匁替ニテ五百五十匁翌乙未三月五日御手代岩田友右衛門様江大久保利石門ヲ以て上納仕候、尤御領内一同大小庄屋中去暮御上御難渋ニ付、一ケ年猷納仕度段願書差上候ニ付被仰付候故如此、

狭義の役料のみの猷納である。猷納という形をとる借上げであることは、人夫扶持の猷納催促が同時になされていることと理解しえよう。

d34 御勝手向連々御差支之上へ近年御用米毎々御損出し、其外御不時之御物入御必止ニテ当亥年々五ケ年之間大小庄屋給米重引当捨迄御借上被遊度御達候

(天保十年)

十一月

これは庄屋給米・当擔・重引の全てが借上げられるのではなく、「庄屋受納物二歩通御借上ケ被仰付」たのであり、その上納は「正米にて御倉所ニ上納可仕」とされ代札納は許されなかった。

このような庄屋役料の借上げが庄屋の家計に影響を与えないはずはなからう。庄屋は役料借上げによる不足分を農民に転嫁することで切り抜けることになる。合法的方法では、庄屋への合力米、加勢米の強要となってくる。このような方法で農民へ転嫁できなかつた庄屋は、引高を利用する農民への転嫁を行なうのである。これは農民にとっては庄屋の不正行為であつた。ここに先出の甲斐田村、五福村の農民の要求が出てくる理由がある。

三、蛇口組の井出の成立

奥郷の諸村はその地理的条件から井出を利用し水田耕作を行なう地域である。藩が主要な井出に「水廻し奉行」を派遣し水の管理にあてること、毎年春に多数の井出普請人夫が徴発されること、村内に水配分の取り決めがなされていることなどはすべて井出に依存する地域の特徴を示している。

井出の成立が土地生産力の上昇をもたらすことは云うまでもなく、検地帳、名寄帳の本田の記載が「井出上」、「井出下」に分けられ、石盛、免相共に井出下が高いことはそのことを裏書する。したがって井出成立の年代を明らかにすることは、その井出の恩恵を受ける地域の生産条件の整備された時期を明らかにするのであり、農民の剰余の成立にも大きな意味をもつ。ここでは蛇口組の井出成立を村高、及び免相の変化等と関連させてみてゆく。

表(一)は蛇口組関係の井出成立の時期を示し、表(二)は各井出下の田高を村毎に示してある。表(三)の井出の中で表(一)に出てこない

表(□) 蛇口組井出上り

元和	1	小狭間古井出
寛永	6	馬渡井出
	7	同堀次井出
慶安	2	長宝水井出
元禄	1	武宮井出
	12	永宝水井出
		小狭間新井出
享保	2	山ノ口井出 (1)
	3	道蓮寺井出
	7	大郷末井出
	9	川平井出
	12	馬場渡新井出
	17	同堀次井出
宝暦	1	櫛木井出
寛政	7	六郎丸白金堤

(三重野家文書「諸願書一切払帳」も作成)

注 (1) 完成後出入りに付1度捨てられ、再度天明6年完成す。

表(三) 井 出 下 高

村 名	惣田 高	小狭間古井出	馬渡り堀次	長生ノ井出	武宮井出	馬渡り堀次	樺木井出	篠原井出	馬渡り堀次堤下	西ノ苑井出	川内井出	天 水
蛇 橋	240.453	12.297		162.929		45.428	18.045					1.754
口 木	137.219			30.162			72.287					34.77
五 福	49.589			49.589								
久 保	119.809	2.261 (※)		74.645		36.087						6.816
岩 下	102.325	29.244		42.231		30.85						
透 内	79.064				30.726			31.951				
甲 斐	246.853				172.36							
家 原	151.583				113.701							
小 丸	148.87				8.94							
大 野	202.71				40.168				40.92			40.906
取 田	95.736											46.792
雲 取	125.632											
平 石	28.319									20.836		
中 無	166.687											
武 宮	8.645				2.123							
後 沼	8.645											24.344
												0.7

注 1 養記の外に、透内村…中井出14.457、道中井出1.93

平良石村…古苑井出4.268、除ノ田井出7.164、園田井出4.933、

中無礼村…かな敷井出3.275

2 ※印は小狭間古井出堤下分

3 単位は石

4 三重野家文書「(諸控帳)」より作成

ものは、寛政期に既に「村々古井出堤之義ハ年限相分り不申候」という状態であったのであろう。また表(二)に示されながらも表(三)に現われないのは蛇口組田地に関係しないものと一応考えてよい。

表(二)の井出数からみると元禄、享保にも井出整備が続けられる。しかし蛇口組に関して云えば寛永、慶安期すなわち木下、日根野時代に大半の井出整備が終つてゐることを示している。慶安期までに、後田、五福、武宮、小原、岩下、平良石、蛇口、久保、雲取の諸村の田高の過半は井出下となつてゐる。このことは一蛇口組のみに適応することではなく、全藩にも当てはまることである。

これに対し免相の変化はどうであらうか。表(四)に蛇口組を代表する三村の村高、免相を示した。蛇口村は長宝水井出に七割方依存し、馬場渡り井出、礫木井出の成立により田方は殆んど井出下に入る村である。五福村は長宝水井出に十割依存するがこの村は長宝水成立時に取り立てられた村であり、新田村の性格をもつ。礫木村は宝暦元年の礫木井出成立により過半の田地が井出下地域となるのであり、享保以前の史料が少ない府内藩にとっては、井出と村高、免相を考察するのに好適の村である。表(四)では、延宝八年迄の免相と享保以後のそれとは指標のとり方が異なるので単純比較はできないが、享保期の免相の高さは注目すべきものがある。その中であつて蛇口村の免相変化は小さく、享保以後の変化も大きくない。これとは逆に、五福村の免相変化は大きく新田村の特徴を示している。享保九年、宝暦六年間の変化は井出下高の増加、これは起田高の本田高への繰り込みによつてゐるのであるが、と共に免相も上昇する。しかし、起田高より本田高への繰り込みがあらうながらも村高の変化が少ないのは、検地による石盛の変更がなされなかつたことを意味する。起田高をそのまま本田高に移す操作がなされたと考えられ、石高の増加ではなく、免相の操作による収奪強化を図つたものである。同様のことを礫木村の例でも指摘できる。宝暦六年の免相の上昇は宝暦元年完成の礫木井出の影響とみなすことができる。

井出の成立に対応し免相の変化がみられるのに対し、村高の変化は三村共に少ない。村高は「物成帳」によると明和、安永期にほぼ固定化されるのであるが、それまでの増加も起田畑、又は畑成田によつてゐる。

表四 村 高 及 び 免 相

	万 治 1	延 宝 8	享 保 9	宝 暦 6	明 和 7	安 永 6	天 明 3											
蛇 口	イ	244.142	54.8	249.114	49.37	259.439	157.923	68	266.603	160.876	70	266.858	158.976	76	267.098	158.176	267.198	64
	ロ																	
五 福	イ	61.643	15.3	62.848	32.4	68.336	26.983	76	71.614	43.919	90	71.842	43.489	92	71.842	44.289	71.842	82
	ロ																	
櫟 木	イ	156.96	35.1	158.025	43.42	179.064	91.057	63	182.144	100.242	78	182.513	94.181	80	182.513	97.681	182.513	65
	ロ																	

注 1 イ=村高、ロ=井出下高を示す

2 万治、延宝の免相は村高に対するものであり、享保以後は井出下高に対する免相である

3 単位は石

4 大分県立図書館蔵「府内藩記録」乙2.3、及び「物成帳」より作成

本田の検地は元録期以降行なわれなかったことを表(五)は示す。蛇口村に関する検地帳は元録六年写帳、延享四年検地帳写、文化七年改検地帳の三種がある。これらはいずれも田畑種目の一部分しか残っていない。表(五)はその中で共通して残っている「井出下」分で三重野家が延享四年に所持している田地を基礎におき、元録六年、文化七年の諸検地帳から、それに該当する田地をピックアップし、その名請人を記載したものである。

A、Bの記載様式を次に示すと次の通りである。

B、一、中田四畝 四斗四升

永代七左衛門ニ入 付札

清右衛門

「行順寺」

前

A、一、中田四畝 高四斗四升

清右衛門名受

同人(行順寺)

Aの(名請人)の項は、Bの名請人と一致し、A帳がB帳をそのまま利用して、現実の田地所持者毎に整理したものであることを示している。またC帳の田地もA帳によつて確定できるのでC帳も文化七年に現実の所持者名を名請人として記入しすぎないことがわかる。B、C帳の元帳であるA帳は「元録六癸四年二月ニ本帳写」とあるのであるから、蛇口村の井出下高は、元録六年より前のいつか検地がなされ、その後はその検地帳記載の高が用いられ、時々現実の所持者ごとに整理しなおされるものであったことを示している。

このように検地により石高の変更を行わず、生産力の上昇部分を吸収しようとするれば免相の引上げによらざるをえなかったのである。しかし、免相引上げは農民の抵抗により限界があるのであり、逼迫化する領主財政を貢租増徴で補填できないところに庄屋役料等の借上げがなされる理由がある。

表(五) 延享4年三重野家の所持する井出下高

A					B	C
字	田位	面積	石高	(名請人)	名請人	名請人
堀向	上	6畝18歩	858合	弥市	弥市	?
平藪	上	6.27	897	弥右衛門	?	又右衛門
平藪下	上	9.12	1222	里左衛門	?	又右衛門(?)
平藪次	上	4.15	585	弥右衛門	弥左衛門	又右衛門
木戸口	上	1.27	247	理左衛門	理左衛門	又右衛門
源十田	上	26.12	3432	里左衛門	理左衛門	又右衛門(?)
水毛	上	25.0	3250	二郎左衛門	次郎左衛門	又右衛門
おき	上	9.03	1183	久三郎	久三郎	源右衛門
おき	中	3.0	330	久三郎	久三郎	源右衛門
すき崎	中	9.0	990	久三郎	久三郎	源右衛門
丸田2筆寄	上	12.09	1599	里左衛門 二郎左衛門	現左衛門 次郎左衛門	源右衛門
五福裏	下	6.0	540	十蔵	十蔵	又右衛門
五福裏	中	2.0	220	吉左衛門	?	又右衛門
こんや	中	5.18	616	又右衛門	又右衛門	六右衛門
こんや	上	14.12	1872	弥介	弥介	六右衛門
みねた	中	11.0	1210	茂介	茂介	六右衛門
みねた	下	10.0	900	茂介	茂介	六右衛門
みねた	下	7.09	657	茂介	茂介	六右衛門

二 注1 A=検地帳写(延享4年)、B= 検地帳 取集(元禄6年)、C=文化七
 二 蛇口村名寄帳
 年改検地帳

2 Bの?は史料破損のため不明のもの、Cの?は石高の一致しないもの

(注)

一一一

- 1 大分県立図書館蔵「府内藩記録」甲五八
- 2 「府内藩記録」甲六一
- 3 橋爪村大庄屋三郎左衛門に代わり小庄屋として喜兵衛が就任する。同村の大庄屋給大豆五石の内、一石を喜兵衛へ与え、残り四石は野畑・武宮両大庄屋が橋爪組預りに付二石宛をとつている。「府内藩記録」甲五六
- 4 「府内藩記録」甲二四九 橋爪・野畑両大庄屋罷免については「大分市史」上巻一〇七九ページに紹介されている。
- 5 「方記録」三重野家文書
- 6 「諸願書一切扣帳」三重野家文書
- 7 「方記録」三重野家文書、この部分は「大分市史」上巻一〇八〇ページに「三重野氏旧記」として紹介されている。
- 8 これらは「府内藩記録」甲二六六、また「大分市史」上巻一六九一―一七〇ページに「さんない」使いの規定が紹介されている。
- 9 「諸願書一切扣帳」三重野家文書
- 10 「右同」蛇口組大庄屋は文政五年三月廿六日三重野又右衛門の死亡により久保村庄屋へ預けられるが、同年五月十九日三重野松太郎こと次右衛門が廿一才の若さで大庄屋に就き、六月廿一日又右衛門と改名した。
- 11 「諸願書一切扣帳」三重野家文書
- 12 「右同」
- 13 「方記録」三重野家文書
- 14 「諸願書一切扣帳」三重野家文書
- 15 「方記録」三重野家文書

6 本文の外に途中で大庄屋代として加わつた者もいるようである。天保七年、庄屋の処分がなされた中に「橋爪村庄屋代 利右衛門切銭入ケ之内費ケ間救藤隣

端方借用筋之儀ニ付不行届、村中不和合」(甲三〇〇)とあり天保期に利右衛門が庄屋代としてあつたことが知られるが詳細は不明である。

17 寛政一一年三重野又右衛門は次の如く廻罰された。「申渡、蛇口村大庄屋 又右衛門 其方儀倉申斐田村百姓共之内至て困窮之者共御救筋存寄申度拜借願 差出候付、御時節柄ニハ候得共格別之思召願之通被仰付候、然上は兼而相願候通無手違取斗可申候、無其儀追々百姓共申出候趣共御吟味方方其方へ相尋候 処、申訳も無之不行届旨申聞、且又義倉御預米之内、同も不差出難渋之者共其心尽ニ借渡、跡ニても不申出、殊ニ其方引負も有之由旁以不埒之至ニ候、(中 略) 名字御取上、大庄屋末席被仰付、押込被仰付候、相償可能在候、以上、四月」(甲一九一)

引負米と米差出しの手続上の不備を理由とした廻罰であるが、むしろ難波農氏の立場に立ち、義倉米貸し出しを行なつたという事に意味がある。農民の支持をうる姿勢 を持っていたと思われる。又、文化八年一揆に際しても蛇口組中は相当部分が一揆に加担しなかつたことは、逆に三重野大庄屋に私曲のなかつたことを示す のではなからうか。

18 「万記録」三重野家文書

19 「府内藩記録」甲三〇〇

20 「諸願書」功扣帳」三重野家文書

21 「御年貢米大豆指引帳」三重野家文書、天保一〇年の役料関係分を参考のため掲げると次の通りである。三石大庄屋給、九斗一升一合当指、四石一升四合余 高役米、七斗村方、二石組中より、一斗五升算用ふち。

22 さんないは正夫使いのみが許され、代米、代札の取立ては許されなかつた。また、「入用丈相頼、餘人は流れニ相成」るものであるため負担の不公平が出やす いものであつたと考えられる。また、「さんない」は奉公(無償労働)である(「大分市史」上巻一六九)とあるが、次の史料はどのような解釈すべきである ろか、「蛇口組中、為さんない給以前米三石宛買来り由候処、一兩年以前正方ニ相成、然ル処亦々先代右衛門去暮迄ハ右之通米三石宛買来り申候」とさんない 給として米の取り立てを継続することを願ひ出許されている(「諸願書」一切扣帳「文政五年」さんないに出ない者から米を徴収し、さんないに出る者へ給与 することで負担の公平化をはかつていることは考えられないであろうか。

23 「府内藩記録」甲三三三

24 「右同」甲一七二

25 「右同」甲一九五

26 「諸願書」一切扣帳」三重野家文書

27 「右同」

28 天保一二年貢租徴収の事務を四人の役人へ集中化し諸納入の単純化をはかったのは、貢租、切銭等に対する下方の疑念があり、納入が遅滞したためであった。
 (府内藩記録「甲三二八」)

29 庄屋不正が庄屋の個人的性格の故になされるという立場に立ち、藩は庄屋跡役の決定の手続きを寛政九年定めている。(甲一八四)。それによると、村段階、郡段階、勘定所段階のそれぞれところで、筆算と人品の査定を行なうことになっている。

30 「府内藩記録」乙二五

31 「右同」甲四五、甲一六九

32 「諸願書一切扣帳」

33 「万記録」三重野家文書

34 「諸願書一切扣帳」

35 全藩の見通しを立てるものとして、「大分県農地改革史」二八二〇ページがある。

36 表(三)の井出下の田地は、榑木井出の成立により合計二三八石六九九合となる。しかし寛政五年の蛇口村名寄帳」では井出上高、井出下高は次の通りである。
 惣田畑高 二六七石八五二合

内 二石九七升 永捨分

残高 一六四石八八二石

内

田高一六一石三〇五合 井出下

同 七〇石三〇一合 井出上

同 八石八四七合 起

(以下略)

表(三)の田高は井出下、井出上、起分を合わせたものであり、そのうちの一石七五四合のみが天水掛りの地であり、地は井出下高となっている。「井出上」の地目が名目的に残り、実質的には井出下と同じとすれば、「井出上」の地は石盛、免相共に「井出下」より低いのであるから農民にとって有利な地と云える。この点については更に今後検討を加えるつもりである。

37 この点については拙稿「近世における徴租方式の一考察」『社会経済史学』三四巻四号を参照願いたい。